

令和3年第2回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和3年6月9日(水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告(総務経済常任委員会)	7
6		一般質問	8
7	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて [秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について]	33
8	承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて [令和2年度秩父別町一般会計補正予算(第15号)について]	34
9	報告第 1 号	令和2年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰り越した経費の報告について	35
10	報告第 2 号	町出資法人の事業報告について	36
11	議案第30号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	36
12	議案第31号	秩父別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について	37
13	議案第32号	秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について	38
14	議案第33号	秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について	39
15	議案第34号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について	40
16	議案第35号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について	42
17	議案第36号	令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について	43
18	議案第37号	工事請負契約の締結について (秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策機械設備工事)	44
19	議案第38号	工事請負契約の締結について (秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策電気設備工事)	45
20	意見案第2号	米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書	46
21	意見案第3号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	46
22		所管事務調査の申し出について (総務経済常任委員会・議会運営委員会)	47
23		議員の派遣について	47

## 令和3年第2回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和3年6月9日（水曜日）  
開催場所 秩父別町議会議場  
開催時刻 午前10時00分

### 出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

### 欠席議員（なし）

### 出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	永峰敏幸君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	宮武幸充君
住民課長	竹内剛君	企画課長	早川聡君
建設課長	中野慎司君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

### 欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

笹木雄介君

池川湧都君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

7番

8番

早川正剛君

大野敬君

## 議 事 の 経 過

### (開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和3年第2回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### (日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 早川正剛君、8番 大野敬君を指名いたします。

---

### (日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月10日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から6月10日までの2日間に決定いたしました。

---

### (日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第1号から第2号までの2件、報告第1号から第2号までの2件、議案第30号から第38号までの9件、次に意見案が2件ございま

す。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出について、議員の派遣についてがございます。

なお、監査委員から5月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（寺迫君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### （日程第4 行政報告）

議長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、お忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

4月28日の第3回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初に、職員の新規採用について申し上げます。

4月1日付けで、深川市在住の赤松朋香さんを管理栄養士として採用いたしました。

赤松さんは平成4年3月に、旭川大学女子短期大学部を卒業後、栄養士として医療法人や民間企業でお勤めになり、平成7年に管理栄養士の資格を取得されております。

本町では、平成24年から住民健診や乳幼児健診、料理教室などにおいて栄養指導に携わっていただいております。これまで培われた経験を活かして、今後、大いに活躍されますようご期待申し上げます。

次に、一般職2名の採用について申し上げます。

最初に坂田和也さん 33 歳で、6 月 1 日付けで採用いたしました。坂田さんは深川市のご出身で、滝川高等学校を経て平成 22 年 3 月に北海道教育大学旭川校を卒業後、本年 5 月まで民間企業にお勤めであります。

二人目は、五十嵐涼さん 29 歳で 7 月 1 日付けでの採用であります。五十嵐さんは美唄市のご出身で、平成 22 年 3 月に滝川高等学校を卒業された後、岩見沢市役所で約 8 年勤務された経験をお持ちであります。

二人とも、3 月に実施いたしました社会人枠での採用試験を優秀な成績で合格された方であり、今後の活躍をご期待申し上げるところであります。

また、6 月 25 日付けで、野口浩章さん 57 歳を、地域おこし協力隊員として採用いたします。

野口さんは大阪市のご出身で大阪教育大学を卒業後、大阪・兵庫・京都などの中学校、高等学校で教鞭を執られておりました。

小中学校の学習支援員として勤務いただくとともに、子供たちの将来を見通した学力向上に向け、公設学習塾の企画・運営や教育を通したまちづくりにも携わっていただくこととしております。

以上申し上げます、職員の動静とさせていただきます。

次に、名誉町民の急逝に伴います町、北いぶき農業協同組合、北新町内会合同葬の執行についてご報告申し上げます。

去る 4 月 26 日夜、名誉町民の大西章允様の訃報に接しまして、あまりに突然の出来事であり、我が耳を疑ったところであります。

大西様は、本町の名誉町民でありますとともに、北いぶき農業協同組合の名誉組合員でありますことから町、北いぶき農業協同組合、北新町内会の合同葬として、4 月 29 日に通夜、30 日に葬儀を執りおこない、町内外から大勢の方々のお参りをいただき、滞りなく終了いたしました。

大西様の温厚篤実なお人柄と生前の幅広い社会貢献活動から、私の式辞を含め 6 本の弔辞と、80 通を超える弔電をいただき、また、多くのご香料やご供花を賜り、葬儀委員長として誠に有り難く感じ入った次第であります。

なお、合同葬の経費につきましては、急を要しましたことから予備費で執行させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

す。

また、北いぶき農業協同組合には、合同葬執行経費の2分の1を負担していただいております。

大西様の安らかなご冥福と、残されましたご親族のご多幸をお祈り申し上げ、名誉町民の合同葬の執行についての報告とさせていただきます。

次に、新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応について、ご報告申し上げます。

感染力の強い変異株による感染拡大が続く中、北海道は、5月9日から5月31日までまん延防止等重点措置区域に指定されましたが、その後も感染拡大に歯止めがかからず、5月16日から5月31日までを期限とする緊急事態宣言が発出されました。

町では、5月12日と14日に秩父別町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、5月15日から5月31日までの間、キャンプ場を閉鎖し、その他の公共施設は町民の方のみの利用といたしました。

また、緊急事態宣言期間中は、秩父別温泉の営業を午後9時までとし、サウナを休止することや、道の駅の土日休業を決定し、各施設での掲示や、チラシ折込み、防災無線などで周知したところであります。

さらに、緊急事態宣言が6月20日まで延長されたことから、キャンプ場の閉鎖などの措置につきましても6月20日まで延長することといたしました。

町民の皆様には、ご不便をおかけしておりますけれども、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます次第であります。

次に、商工業者等事業継続追加支援金について、申し上げます。

この支援金は、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている町内の事業者等の事業継続を支えるため、令和2年の事業収入が前年より減少した事業者を対象に、減少額から国、道及び町の支援金を控除した額の30%、最大で70万円を支給するもので、早急な手当てが必要なことから、5月20日に支給をいたしております。

今後も感染拡大の状況を注視するとともに、国や北海道との連携を図り、感染拡大防止に向け全力で取り組んでまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する、秩父別町の対応についての

報告とさせていただきます。

次に、寄附の採納について申し上げます。

5月7日、東京都の一般社団法人日本鳩レース協会、第15回ジャパンカップレース実行委員会の斉藤博朋放鳩委員長ほか役員お二人が役場にお越しになり、10万円の浄財のご寄附をいただきました。

国内最大規模の長距離レース、ジャパンカップレースが今年、本町をスタート地点に開催されるにあたり、地域の皆様にご協力をいただくことのお礼とのごことでございます。

有り難く採納させていただき、有効に活用させていただく所存であります。

日本鳩レース協会の益々のご発展をご祈念申し上げます。

また、5月25日、沼田町で観光バス会社を営まれております多田秀行様が役場にお越しになり、宅地210平方メートルをご寄附いただきました。

ご寄附いただいた宅地は、役場前交差点の浦川さんがお住まいになっていた土地でありまして、町で活用して頂きたいとご寄附いただいたものがあります。

多田様のご健勝でのご活躍をご祈念申し上げ、寄付の採納についての報告とさせていただきます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

アメダス深川観測所によります今年の累積降雪量は、昨年と比べて多かったものの、3月の気温が比較的高かったことから、積雪ゼロになったのは、ほぼ平年並みの4月2日でありました。

融雪後は、4月下旬から5月上旬にかけて低温が続きましたが、その後は好天に恵まれ、降水量も概ね平年並みであり、耕起作業は順調に進んだところであります。

空知農業改良普及センター北空知支所の発表による6月1日現在の主な農作物の生育状況について申し上げますが、水稻は、移植作業は平年より早かったのですが、5月下旬の低温により、葉数・莖数ともに平年を下回り、生育は停滞している状況であります。

秋まき小麦につきましては、草丈・莖数ともに平年を上回り、生育は平



年並みで推移しております。

大豆に関しましては、播種作業は順調に推移しているとのことでございます。

ブロッコリーは、4月29日に定植作業が始まり、順調な生育状況であります。

花卉につきましても、順調に生育しており6月中旬からの出荷に向けて準備が進められているところであります。

本年も生産者各位のご努力が報われまして、実り豊かな出来秋を迎えられますことを願いながら、農作物の生育状況の報告とさせていただきます。

最後に、4月28日以後の建設工事等の入札結果について申し上げます。

始めに、5月13日に執行いたしました特定公共賃貸住宅あさひ団地2号棟長寿命化改修工事について申し上げます。

工事概要ですが、あさひ団地2号棟、所謂恵明荘1棟の屋根防水、外壁塗装、外部シーリングなどを行います。

落札者は石山建設株式会社、落札額は税込みで3,388万円、落札率は96.89%、工期は5月17日から9月24日までとしております。

次に、5月18日に執行いたしました2件の結果について申し上げます。

1件目は街路灯LED化改修工事で、昨年度から年次計画で街路灯の改修を実施しておりますが、今年度は中央東町内、筑紫町内の街路灯をLEDに改修いたします。

落札者は、高村電気株式会社、落札額は税込み1,622万5,000円、落札率は95.97%、工期は5月20日から9月30日までとしております。

2件目は町道1条路線舗装改修工事で、1条7丁目から8丁目間の2層舗装の打ち換えを行います。

落札者は、興和建设株式会社、落札額は税込み3,184万5,000円、落札率は97.67%、工期は5月20日から9月10日までとしております。

次に、5月26日に執行いたしました2件の結果について申し上げます。

1 件目は、秩父別町除雪ステーション改修工事で、老朽化した施設の屋根、外壁、事務所、休憩室等の改修を実施いたします。

落札者は、北垣建設工業株式会社、落札額は税込みで 3,025 万円、落札率は 97.66%、工期は 5 月 28 日から 8 月 31 日までとしております。

2 件目は、特定空家解体工事で、秩父別町 2092 番 27 に所在する特定空家が倒壊のおそれがあるなど、著しく危険な状態にあることに加え、所有者等を確認することができないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項の規定による略式代執行により特定空家の解体除去を実施いたします。

落札者は、興和建设株式会社、落札額は税込み 748 万円、落札率は 96.59%、工期は 5 月 28 日から 7 月 30 日までとしております。

なお、6 月 3 日に秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策機械設備工事、同じく電気設備工事 2 件の入札を執行しておりますけれども、本定例会におきまして議案第 37 号及び第 38 号としてご審議いただく予定ですので、議案説明の折に詳細について申し上げます。

このほか 7 件の工事を発注しておりますけれども、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

---

## （日程第 5 所管事務調査の報告）

議 長（寺迫君）

日程第 5、所管事務調査の報告をいたします。藤岡浩文総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（藤岡君）

別紙により報告

議 長（寺迫君）

ただ今の常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。（なしの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

---

## （日程第6 一般質問）

議 長（寺迫君）

日程第6、一般質問を行います。3番 眞島君の発言を許します。  
眞島君。

3 番（眞島君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づき、コロナ禍における大学・短期大学並びに専門学生のいる世帯への支援について澁谷町長にご質問をさせていただきます。

昨年2月の新型コロナウイルス発生から1年以上が経過いたしました  
が、いまだ増加の一途をたどり、道内においても5月14日に緊急事態宣  
言の再発令が出され、さらに5月28日には今月6月20日までの緊急事態  
宣言延長が決まり、経済の益々の冷え込みが懸念されるところでありま  
す。

本町においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金な  
どを活用し、商工業や農業さらには町民への地域振興券の配布など多種に  
わたり、コロナ対策を実施されている事に敬意を表するところでありま  
す。

そこで、ご質問をさせていただきますが、新聞報道によりますと、コロ  
ナ禍の影響で大学生・専門学生らを持つ世帯の仕送りが20年前と比較い  
たしますと月額で4万円以上も減少し、仕送り額から家賃等を除いた生活  
費も1日当たり607円と過去最低になったと報道されております。これに  
つきましては、昨年2020年の首都圏の私立大学の仕送りということを参  
考にさせていただきます。

長引くコロナ禍の影響、さらには緊急事態宣言の発令に伴い保護者の収

入も減少している中、家計の手助けのために学生が予定をしていたアルバイトもできず、授業料の支払い困難、さらには中退も考えなければならないなどの訴えも報道されております。

国や道も多種多様な事業や支援を実施・検討されている所ではございますが、コロナ禍の終息にはまだ数年を擁すると思えます。

そこで、経済が回復するまでの間、町としても大学・短期大学・専門学生を持つ親に対し、何らかのご支援を検討してはいかがかと思えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、我が国では、厳しい経済状況の中、アルバイトをしながら大学等で学んでいる学生も数多くいるものと認識しております。

令和3年3月の文部科学省による新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査の結果では、影響を受け退学した大学生は約2千人、休学した方は4千人に上り、主な理由として、経済的な困窮というものが上位を占めております。

全国的に、コロナ禍の影響で中退する学生が増加している状況を受けまして、国では、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で学業に支障のある学生に関する経済的支援制度を導入し、学びの継続を支援する様々な取り組みを行っております。

具体的には、住民税非課税世帯及び、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯を対象といたしまして、授業料・入学金の免除や減額と給付型奨学金が支給される、高等教育の修学支援新制度の創設や、無利子・無保証人で、修学のために必要な経費を貸付する、生活福祉資金貸付制度などにより支援が行われており、さらに、大学等でも授業料の減免や納付猶予など、学生に対して独自の支援策が実施されているところでご

ございます。

町といたしましても、これまで地域振興券の配付をはじめ、町独自の子育て応援給付金や、商工業者を対象に事業継続支援金を給付するなど、新型コロナウイルス感染症に対応した経済対策を実施いたしまして、コロナ禍にありましても、町民の皆さんの命と暮らしを守ることを最優先に取り組んできたところでございます。

人の能力に応じた教育機会の均衡を図るために必要な支援を行うことは大切であると考えますし、困窮世帯の支援は所得格差や教育格差の是正として有効なものと考えております。

しかしながら、商工会などの関係者に機会あるごとにお聞きしている中ではですね、新型コロナウイルスの影響により失業されたという方の情報はございませんし、本町でお子さんが大学等に在学されている世帯でコロナ禍により収入が激減し、困窮しているとの相談や情報も、私の知る限りですけれども、お聞きしていない状況でございます。

このような現状を鑑みまして、対象世帯があった場合には、まず国や大学等の支援制度による救済を第一にご利用いただき、以後、国の支援策ではカバーしきれないケースがありました場合にはですね、町にご相談をいただければまた改めて対応を考えてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

ご答弁有難うございます。

ただ今、色々な国の助成金の施策と、さらには町長のお考えも申されたところでございますが、今のご答弁の中で町民の方からそういった声があまり上がっていないという様なお答えもございましたけれども、私なりにこの出した期間、何名かの父兄の方、また、保護者の方とお話をさせていただきました。

その中でそれぞれ、家庭によっては影響のない家庭もおられますし、さらに影響が出ている家庭もおられることを耳にさせていただきました。

内容的には、やはりコロナ禍による仕事の減少で共働きをされている方がほとんどかなと思いますけれども、その中で片方の仕事が失くなったとか、仕事が減ったとか、そういうようなことも、お話聞かされてございますし、さらには農業の方につきましては、コロナ禍の影響によりまして、これからの米の下落、さらには農産物の下落も心配されてございます。

町の方にはそういう様なご相談はございませんかもしれませんが、じわりじわりと影響が出ているのかなというふうにも思っております。

本町では、私の聞いた範囲ではございますけれども、約10数名の方が本町から道内・道外への大学に行かれているのかなというふうに思っております。

この中にも関係者が何人かおられるのかと思いますけれども、それにさらに看護学校、いろいろな専門学校等を入れますと、10数名。10名を超えるのではないかなというようにも思われます。

そんな中で、影響は出ていない家庭もおられますけれども、出ている家庭もあるということをご理解いただきたいということでございます。

再質問という形にはなりませんけれども、お答えはおりませんが、先達て6月4日の北海道新聞ですか、それにおきまして、隣接する沼田町の方で全国の学生に対してのお米の配布というような支援策も打ち出されてございます。

キャンパスライスプロジェクトという事業だそうでございますけれども、本町においても有数の米どころでございます。

全国の学生にとは申しませんが、町内から、町内に籍を置かれた学生さんが、全道・全国におられると思います。

そんな中で私の浅はかな考えではございますけれども、お米券とか、そういうようなかたちで米の消費拡大も兼ねまして、配布していただけるのも1つの方法かなというふうに思っております。

如何せんいろいろお願いを申し上げますけれども、今非常に学生が厳しい状況になってございますし、また家庭の方も、かなり生計の方

に厳しい影響を与えているのかなというふうに思っています。

学生さんたちが途中で挫折することなく勉学に励んでいただくように、行政としても少しでも支援をいただければなということをお願い申し上げさせていたしまして、私の質問に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員の意図は十分に汲み取らせていただきましたけれど、2点だけ言わせていただきたいのですけれども。

まず、もちろんどの家庭もですね、生活が苦しくなっているのは認めます。ただ、それが1,000万円が800万円になったのか、200万円が100万円になったのか、そこで大学をやめなければいけないほど苦しいのか、あるいは言ったらあれですけれども、今まで贅沢した肉を食べられなくなった、という家庭にまで私どもは支援をする予定はございません。

その辺は、もし相談に来られた方にはその方の経済状況をしっかり見させていただきたい、というのがまず1点でございます。

それから、沼田町のやっている1,000万円集めて2,000人の大学生ですか。あれは米余りの問題であって、コロナとほとんど関係ない事業でございます。

それから、私はあの事業は正直反対でございます。町がですね、全国の大学生に対してお金、何ていうのですか、お米を配るということは、はたして町がやるべき仕事なのかというふうに思っておりますし、ましてそのお金をクラウドファンディングで使うということはいかななものかというふうに考えるところでございます。

ただ、今、眞島議員が言われたように本当に困っている学生、大学生・専門学生、高校生も含めてですけれど、そういうご家庭があればですね、本当に相談いただきたいところで、私どもアンテナをいろいろ張り巡らせて聞いてはいるのですけれども、今のところ学校を辞めなければいけない

とか、休まなければいけないというほどの方は聞いていないというのが正直なところでございます、もしあればまた相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

眞島君。

3 番（眞島君）

ただ今の町長からのご答弁有難うございました。

まず、今、現状の中で非常にコロナの影響、これから出てくるのかなとも思います。

今の私の知っている範囲では、厳しいと数軒は何名かの方ですけれども、声はありますけれども、実際にその中身まで私も詳しく調べた訳ではございませんので、うかつな発言は控えさせていただきますけれども。

また、町民の皆さんの声を聞きながら、もしそういうようなお声がありましたら、支援の方よろしくお願い申し上げさせていただきたいと思いません。

以上でございます。有難うございました。

議 長（寺迫君）

以上で、眞島君の質問を終わります。

次に、5番 藤岡君の発言を許します。 藤岡君。

5 番（藤岡君）

それでは私からは、デジタル技術を町民福祉の向上にということでご質問をさせていただきたいと思いません。

デジタル法案が、5月12日の国会で成立をいたしております。

政府は行政手続き等のオンライン化を進めて、国民生活の利便性向上を図る計画です。

また、コロナ禍の中で国民は外出や接触を控えております。自治体がデ



デジタル化を積極的に進めていくことは理にかなったことだと思います。

しかし、当町でも新型コロナワクチンの接種が始まっておりますが、高齢者の中にはスマホを持っていても予約サイトの利用方法が分からず、難儀する方も少なくないのが現状であります。

デジタル機器に不慣れな高齢者をはじめ、今後あらゆる人が誰一人として取り残されずに、その恩恵を享受できるようにすることが大切だと思います。

2019年総務省の調べでは、インターネット利用率が89.8%の方が何らかの形でインターネットを利用しており、端末別ではスマートフォンが63.3%、パソコンが50.4%という数字が出ております。

また、2020年の民間調査データでは、シニアのスマホ所有率77%というふうに出ております。数年後には3G回線のガラケーが使用できなくなるということでもありますので、更にスマホ所有率は上がってくるものと思われます。ネットのトラブルや詐欺などの被害も急増していく状況が懸念されております。

そこで、これらの諸課題に対処するために、デジタル技術に精通した関連企業などと連携をして、町内会やサークル、老人クラブなどの会合に出向くなどして講習会を行ったり、行政手続きの方法や暮らしがより便利になる使い方を紹介したパンフレットを作成するなど、町民福祉の向上と役場業務の効率化につなげてゆくことが必要であると思いますが、町長のお考えを伺います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、デジタル庁の創設を柱といたしましたデジタル改革関連法が5月12日参議院で可決・成立されまして、今後、国がデジタル社会のビジョンとして掲げるデジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができまして、多様な幸せが実現できる社会に向けた制度の構築が進められるもの

と考えております。

しかしながら、デジタル化により国民生活の利便性が向上する反面、個人情報流出だとか架空請求などのネットトラブルの急増が懸念されることは議員がご指摘のとおりでございますし、私も懸念をしているところでございます。

さて、ご提案いただきました町民を対象としたデジタル、特にスマートフォンの講習会でありますけれども、お手持ちのですね、スマートフォンの種類や機種、またはメール、ライン、フェイスブック、ネットショッピングなど、使いたいアプリケーションによりまして操作方法が大きく異なっております、一律での講習会は難しいというふうに考えております。

スマートフォンを使いこなすためには、まず覚えるよりも慣れることが肝要でありまして、家族や友人などの詳しい人に操作方法を教わるのが一番の上達の近道であろうというふうに思っております。

また、新型コロナワクチン予約の予約サイトでの利用方法が分からず難儀をしたとのお話でございますけれども、デジタル化の活用につきましては、手続きの選択肢が増えて自分に合った利用方法を選択することでありまして、役場に赴くとか、電話をする、あるいは予約サイトを利用するの中から、ご自分に合った利用方法を選択していただきたいというふうに思っております。

また、行政手続きの方法や暮らしがより便利になる使い方を紹介したパンフレットの使い方、作成につきましても、現状では行政手続きでの利用も限られておりまして、今後、利用できる行政手続きのメニューがですね、増えたときに検討したいと考えておりまして、それまでは、町の広報紙などで随時周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

今年9月1日ですか、デジタル庁が発足いたしまして、行政のデジタル化は加速してまいります。

高齢者の方を含めた町民の誰しものがデジタル化による利便性の恩恵を享受できるような必要な対応につきましては、今後のデジタル庁の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

町長、答弁有難うございます。

時期的には少し早い一般質問だったかなというふうにも思いますが、他町に先がけてこういった施策を我が町がとっていくというのは大事な部分ではないかなというふうに思いますし、国では誰一人取り残さないというようなキャッチフレーズも言っております。

100%というのは無理があるのかなというふうに私も考えておりますが、何割かの人、興味のある人等々もう少しのところで挫折するってまあ自分もそうなのですが、そういう傾向があるのかなというふうに思いましたが。

何かのきっかけ作りっていいですか、そういう対応が有難いのかなと思います。例えば、講習会にしてもそうなのですが、町で行っているいろんな健康等々に関する講習会、社会福祉協議会が行っておりますそういった講習会の折にでも、皆さん調査・ご意向などを踏まえた中で、例えば自主的なサークルが立ち上がったとかそういう形で進んでいくのが1番いいのかなと思いますけれども。

町長の答弁の中にありましたように、機種ですとかアプリがそれぞれ違うという中での対応はかなり難しい部分があるなと私も理解をしておりますが、いずれにしても少しずつでも触って慣れていくというのが1番肝心な部分だと思います。

きっかけ作りとして、ある程度こう行政がきっかけ作りをしていただいて、あとはそれぞれの皆さんの意思に基づいたといいますか、賛同する方の、例えばアンドロイド系のスマホを持っている方、 아이폰だとかいろんな機種あるいはアプリもありますけれど、それぞれのグループ分けができれば1番いいのでしょうけれども。

コースをいろいろ変えたりとかそういうのは必ず必要になってくるかなというふうにも思います。ショップの方でも機種別の講習会も行っているというふうにも聞いておりますし、最終的にはそういうグループが立ち上

がれば1番いいのかなというふうにも思っておりますが。

いずれにしても詐欺ですとか、そういうトラブルに巻き込まれないような施策というのが今後重要なポイントになってくるのかなと思います。

私も今のところ町内での大きなそういう被害に遭ったというのは聞いておりませんが、多少なりともそういうのはあるのかなというふうに感じた中では、早め早めの対応が必要かなというふうに考えております。

現状としては、国の流れの中で行政も秩父別町も対応していくということになるかと思いますが、これから採用される新職員の方々、若い職員の方はこういうデジタルの使い方については慣れてる方がたくさんいらっしゃると思います。

そういう方たちの知恵もお借りしながらですね、今後そういった対策の施策を進めていただければなというふうにも思いますので、今日明日ということとは申しませんが、今後の対応の中でできる限りの町民に対する福祉のという部分での対応をお願いできればなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）  
町長。

町 長（澁谷君）

議員のおっしゃることは十分承知はしておるのですけれども。

今議員がおっしゃったように、例えばスマホだ、 아이폰である、アンドロイドである、あるいは通信会社にしてもドコモを含めて何社もあります。その業者をどうやって選定しておるのかというのがまず1点。

それから、その講習会は今議員が言われたように、ショップでもかなり本当にお年寄りの方対象にやっているところもありますし、いろんな講習会やっています。果たしてそれを行政として、この会社の例えば 아이폰、コース分ければいいとおっしゃいましたけれども、果たして分けてそれだけの人が見込めるのか。

それも調査しながらですね、これからデジタルは避けて通れない部分ではあると思っておりますので、それが民間企業がやれることを行政がやること

はどうなのかと含めましてですね、しっかり対応について検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長（寺迫君）

藤岡君。

5 番（藤岡君）

有難うございます。

高齢の、若い人はちょっと置いといてといたら失礼なのですがけれども、高齢の方に対するそういう施策っていうのが1番ポイントかなというふうな部分で質問をさせていただきましたが。

ショップで行われている講習会、当然それは参加していただければ1番いいのでしょうけれども。

なかなかショップまで出向けない、足がなかなか大変だという方もたくさんいらっしゃる年代については、やはり町内。例えば老人福祉センターの何かの講習会の際に、兼ねて行くとかいろんなアイディアのですね。

町内で行うことが1番のポイントかなというふうにも思っておりますので、今後そういうようなかたちの中で、私もいろんな対象者の方にはお話を聞いていきたいと思えますし、できればそういう何ていいますか、サークルの起ち上げ等をもし希望者が多ければ、関わっていきたいなというふうにも考えておりますので、今後またいろいろご協力いただく部分があるかと思えます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

十分意図は理解いたしました。

ただですね、例えば深川のショップまで足がなくて行けないという方が果たしてデジタルを利用するかといったときのこともあるものですから、

それも含めてですね、これから議員の言われたように、いろんな集まり、お年寄りの集まり等々ですね、その意向を確認させていただきながら対応させていただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）  
よろしいですか。

5 番（藤岡君）  
はい。

議 長（寺迫君）  
以上で、藤岡君の質問を終わります。  
次に、4番 岡崎君の発言を許します。 岡崎君。

4 番（岡崎君）  
まず最初にですね、コロナワクチンのキャンセル分の接種ということで町長にご質問をしたかった訳でございますけれども、先程本会議の前に町長の方から7月の10日、17日、31日に本町でも集団接種を行うと、老人福祉センターを会場に集団接種を行うという話を聞かさせていただきました。そうすると、この質問の意味が全くなくなるということでございますので、どうかスムーズに集団接種がですね、終わり、町民の方々が1日も早くですね、ワクチンの接種が行われるように努力をしていただきたいと思いますし、関係する方々にはですね、大変な努力が必要かと思っておりますけれども頑張っていたいただきたいということで、この質問をですね、終わらせていただきます。

議 長（寺迫君）  
ちょっと待ってください。町長から、いいですよ。  
暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

再開いたします。町長。

町長（澁谷君）

実は、一般質問であるものですから、行政報告でワクチンの接種について触れておりませんでした。

それで、今掴んで数字だけお話申し上げますけれども、6月4日現在で高齢者、65歳以上の方の予約でございますけれども、人口に対して93.5%、934名の方の予約があります。

なお、当初町で見込んでおりましたのは80%でありますので、それを大きく上回っているということでございます。

それからですね、先程岡崎議員もおっしゃりましたように、7月の10日、17、31日には老人福祉センターにおきまして、集団接種を実施したいというように考えておきまして、約200名を超える方の接種をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、6月4日現在で75歳以上の高齢者の方、あるいは診療所の職員、消防署の職員と合わせまして、1回目の接種を終えた方は632名でございまして、全町民に対しまして、32.3%の方が1回目の接種を4日現在で終えているといったところでございます。

それから、岡崎議員の質問にもありました、ワクチンの余った場合の対応でございますけれども、朝もお話しましたように、診療所の職員、消防署の職員、あるいは高齢者施設の従業員であるとか認定こども園の職員、あるいは警察官等々で消防団員を含めて対応してまいりたい、とにかくワクチンの余りを出さないというふうに考えております。

それから、一昨日もあつたんですけれども、突然問診をしてキャンセルだということで、役場の職員で対応させてもらった例がございます。

こういったことを含めてですね、ワクチンが余った際にはどういう順番で打っていくというのも6月の広報でお知らせをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（寺迫君）  
岡崎君。

4 番（岡崎君）

有難うございます。

通告書にも書いてあったのですけれども、年齢関係なくですね、打つ場合には、どうしてこれをそういう方々にしたのかということを知ることがですね、非常に大切かなというふうに思います。

今の町長の答弁にもございましたとおり、ぜひその辺の考え方をですね、広報等を通じて町民に周知し、理解を得ていただければというふうに思うところでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）  
いいですよ。

4 番（岡崎君）

次に、認定こども園の増改築、これについてご質問させていただきます。

本町は、他の市町には類を見ない、中身の濃いですね、子育て支援策を講じておりまして、町の人口が微減する中、保育所、認定こども園でございますけれども、ここの入園者はここ10年間50人から70人程度で推移してございます。

本町の保育施設は、戦前の昭和14年に農繁期のみ開設された4ヶ所の季節保育所が最初でございまして、その後、様々な変革を経て昭和43年に秩父別保育所が開設され、平成10年度には子育て支援センターを併設した保育園を現在地に建設したと町史に記載されてございます。

当初のスタッフは、私の記憶では多分6名程度であったと記憶してございますけれども、その後、保育の考え方や制度が変革し、現在は認定こども園として0歳から5歳までの子供を6クラスに分けて、保育・教育が行われてございます。そして、13名の保育士さんと1名の事務員さんが勤務



するなど、従前の約2倍のスタッフの体制となっているのでございます。

保育のあり方が変革いたしましたして、多くの保育士が必要となるため、本町では、保育士確保のために本町に勤務することを条件に、学費の補助を行うなどの政策を採り対応されていることに敬意を表するところでございます。

しかし本年度、保育のスペースの関係で子育て支援センターをスポーツセンターに移設いたしました。こども園の実情を知りたくて個人的に調査をさせていただきました。

その結果は、決して快適な保育・教育施設では無いというふうに感じられるところでございます。

6クラス、6部屋での保育・教育がなされていますが、日光の全く当たらない部屋が1室、ほとんど日の入らない部屋が1室ございました。

また、部屋に手洗い、うがいをする設備が無い。ため、部屋を出て手洗いやうがいをしなければならない。

さらに、現在14名の職員がいるのですけれども、その職員が一同に会することができる部屋、俗に言う職員室的なものが無くて、打ち合わせ等に支障を来すことがあるということでもございました。

また、保育室が狭いから、担任の机は有るのですけれども、担当者というのですか、補助員という方になるのでしょうか、担当者の机は無くて、会議用の長テーブルが机となっている状況であり、ロッカー室も無くてです。ね、着替えも落ち着いてできないとの事でありました。また、職員等の数に対してトイレの数が少なく、苦痛になることが有るということでもございました。

その他、駐車場のスペースも少なく、朝夕の送迎時には道路が混雑し、事故の危険を感じさせられる状況もときどき見受けられます。

これらの原因は、保育教育の考え方の変革により、職員の数、保育教育の部屋数が多くなるなど、建設当時と大きく状況が変化したことにあると思われま。

本来であるならば、他の広い土地に余裕のある施設を新築することがベストであるかもしれませんが、現在の施設建設には、国や北海道の補助金が投入されており、簡単に取り壊したり、用途を変更する事にはな

らないのが現実であると思われます。

そこで、敷地にも限りがあることから、支障のない範囲で増築をすれば、1部2階建てにして余裕のあるスペースを確保する等をし、良好な環境で将来ある子どもたちが過ごすことができ、働いている方々にも快適に近い施設となるように増改築をしてはどうかと提案をし、町長のお考えをお伺いいたしたいところでございます。

よろしく申し上げます。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

認定こども園の増改築についてのご質問にお答えさせていただきますけれども、現在の認定こども園は、旧保育所の施設が老朽化したことから平成10年度に新築をいたしまして、生後10ヶ月以上のお子さんから5歳児までをお預かりをしております。

建設当時は、3歳未満のおさんは家庭で保育し、3歳以上から保育所を利用するという状況でありましたので、その需要にあった施設を建設したところでございます。

認定こども園の入園者数につきましては、50名前後で推移しておりましたけれども、現在は70名前後まで増加しております。

園児の増加の背景につきましては、地域の高齢化に伴う労働力不足などにより共働き世帯が増加したこと、さらには、時代の流れとともに保護者のニーズが大きく変化していることに加えまして、町の移住定住政策の推進や、町の子育て支援の充実によるものというふうに考えております。

特に、町の保育料の独自軽減に合わせまして、令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化により、経済的な負担が減少いたしまして、3歳未満児の入園が増加したことが大きく影響しております。

園児の増加に伴いまして保育士も増員し、認定こども園のスペースが手狭になりましたことから、これまで3度にわたる増改築と利用調整により

対応してまいりましたけれども、本年度からは保護者の入園要望に応えられるように、園内に設置をしておりました子育て支援センターをスポーツセンターに移転することで保育環境の改善を図ってまいりました。

議員からご指摘のありました、建物の増改築につきましては、敷地面積が限られておりますことや、2階建てにするためには基礎からやり直す必要があるということで、費用も高額となることから改修を断念した経緯がございます。

このため、限られた適正スペースで適切な保育を提供するため、職員室や更衣室、トイレ、机の配置等について、認定こども園の園長をはじめ、職員と幾度となく協議を重ねまして、現在のスタイルとなったところでございます。施設としてはベストであるとは言い難いと思っておりますけれども、今置かれている状況では、よりベターな方法であるというふうに考えております。

また、入園児の数につきましては、現在の出生予定数や婚姻数等を勘案いたしますと、ここ数年がピークであると考えておりまして、以後は施設の余剰スペースが出てくるというふうに考えております。

このようなことから、町の財政状況を勘案したときに、認定こども園の大規模な改修は難しいものと考えておるのが現状でございます。

しかしながら、駐車場につきましては、議員ご指摘のとおり送迎時の事故を防止するためにですね、認定こども園前の駐車スペースを送迎用として使用できるように、現在、職員用の駐車場の確保について検討しているところでございます。

今後も保護者と指定管理者であります社会福祉協議会との連携を密にししながら、町民の皆様方に愛される施設となるように努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

議長（寺迫君）

岡崎君。

4番（岡崎君）

今ご答弁をいただきました、現状の中では増改築は多額の費用を要するので無理だというご答弁でございましたし、あそこで働いている方にどのようにすれば快適に仕事ができる環境を整えられるかという相談もしたというふうに今ご答弁をいただきましたけれども、増改築をする、スペースを広げることができないから、その中で苦肉の策で今はやっているよということかというふうに思います。

それから、子どもの数が今後減るのだろうというふうなご答弁でございましたけれども、この間、新聞にも出ておりましたが、国勢調査の結果ですか、2015年の本町の人口が2,513人、2020年の人口は2,330人で183人、7.3%減少したというような形が国勢調査の結果であるというふうに報道されてございました。

一方、こども園の入園児の数はですね、住民課の方で調べていただいたのですけれども、2015年は56人、2020年は70人と逆に増加しているような状況でございます。町全体の人口は減っているのだけれども、こども園に入る子どもの数が増えていると。

これは先程、保育料の減免だとか色々ありましたけれども、本町の子育て支援策が大きな原因でですね、転入してくる方が増えて子供が減らないのだというふうに思います。

今年度の出産予定はコロナの影響で全国的に少ないというふうに聞いておりますけれども、コロナが終焉すればですね、また元のような状態に戻るような事があるのではないかというふうに私は思っております。

そうなればですね、やはり今の保育所、きつい所、狭い所、それから不便な所、これらの解消にはならないというふうに思います。

多額の費用を要するというふうに町長から答弁ございましたけれども、今後例えば中学校の改築であるとかというかたちで非常に大きなお金がかかってくるだろうという事は予想されますけれども、せいぜい私の予想では2億か3億掛ければですね、最大掛けてもですね、それ位掛ければなんとかなるのではないかというふうに思います。

新しく基礎も作ってもいいじゃないかというふうに思いますし、外の運動場がございます。あれのほとんど利用されていない所もございますし、そこらをですね、新たに保育室に増築すればかなり改善される部分も出て

くるのじゃないかというふうに思いますので、ぜひ多額の費用を要するから出来ないというような事ではなくてですね、検討していただければというふうに思います。

最近、ここ1、2年深川市等でですね、新しく保育園が改築されたり、新築なのでしょうかね、改築でしょうね、ございますけれども、話を聞きますと、やっぱり非常に快適な状況で保育・教育がなされていると。

それらの情報が、うちに勤務していただいている保育士さん方にもですね、当然入ってくるでしょうし、保育士さん同士の情報交換っていうのもあるかと思います。

そうすれば、秩父別ってひどいねという話になってきた場合に今後の保育士確保にもですね、影響を及ぼすんじゃないかというふうにも懸念されるところでございますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいというように思うところでございます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

まず、2階建ては厳しいところを言ったとおりなのですけれども。

あと、増築もですね、私も現場見ているのですけれども、北側ですね、岡崎議員言ったの、多分体育館の北側の空き地だと思うのですけれども、あそこを潰すとですね、まず雪はねが、処理ができないということがまず1点ありますのと、もう1つまた窓ができない部屋ができるということでございます。

それから、今年の出生予定数、正直3人でございます。令和3年度。これからもそんなに、倍に増えていくことはないだろうというふうに考えておりますが、これからもちろん様子を見なきゃいけないと思っておりますけれども。

今緊急にですね、保育所を改築、増築する予定今のところ私の頭にはないというのが正直なところでございますし、まずその前に中学校をやらな

きやいけないというのが1番頭痛いところなんですけれども。

それを見ながらですね、財政状況も勘案しながらですね、あと他の事業もあるものですから、今岡崎議員が2億か、あるいは3億とおっしゃいましたけれども、それにも含めてですね、もう一度今後。

ただ、出生人数だけは、これだけはどうしようもね、分からないものですから、それらも合わせましてですね、もう一度、担当とも検討させていただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）

岡崎君。

4 番（岡崎君）

有難うございます。

出生数につきましては、これはもう全然、行政がコントロールできるようなものではございませんけれども。

多分、町長も現在の保育所の状況がどういう状況であり、どういう所に不都合な部分があるのかっていうことはですね、現場を見た場合に多分認識されている部分はあるかと思えます。

そういった所をですね、ぜひ改善するようなかたちで今後前向きに検討していただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

議 長（寺迫君）

午前11時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

再開をいたします。

次に、1番 前田君の発言を許します。 前田君。

1 番（前田君）

議長のお許しをいただきましたので、私から合同墓の新設についてお伺いをいたします。

本町では、共同墓地は現在1,184区画あり、使用されている区画が908区画、空いている区画も240区画あると聞いております。

まだ余裕があると思いますが、しかしながらお墓の維持、管理するには相当の手間がかかり、高齢化が進む所有者にとっては相当な負担になっております。お墓を持っている町民の中には、タクシーを利用し、お参りや管理している方も多いと思います。

しかし、お墓を管理しようとしても健康上の理由や訳があり秩父別町を離れて、管理出来ない方もいるかと思えます。

また、自分たちが亡くなった時にお墓を継承する親族が無く、心配している町民もいます。

近年、「墓じまい」という言葉を新聞等でよく見ますが、「墓じまい」を業者に依頼すると、遺骨の取り出し、お墓の解体、土地を更地にする所まで、遺骨は個人が納める所を探すことになります。

そこで、最近、自治体による合同墓の整備が進んでいますが、本町においても、合同墓を新設することも必要になってくるのではないかと思います。

町長のお考えをお伺いいたします。

議長（寺迫君）

町長。

町長（澁谷君）

前田議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、日本では古くから個々でお墓に遺骨を収蔵いたしまして、先祖の供養をする、これが一般的な習慣として根付いておりますし、お墓の持ち主が亡くなった場合にはですね、民法第897条の規定によりまして、祭祀承継者を決定いたしま

して、お墓等の祭祀財産を引き継ぐことになっておりますことから、それぞれの家でお話をしていただきまして、お墓の持ち主の承継を行っていただき、適正な管理に努めていただいておりますところでございます。

本町の町営墓地につきましては、利用を希望される方からの申請に基づきまして、町有地の使用を許可いたしまして、使用者は秩父別町墓地条例第7条の規定に基づきまして、適正に管理するように求められているところでございます。

また、区画内に建立されております墓石等を含め、墓地の使用が不要となった場合には、同条例第10条の規定によりまして、現状に復旧して返還するということになっております。

町ではこれまで、墓地を管理する方がお亡くなりになった時には、ご遺族に連絡をいたしまして、墓地使用者の変更や改葬手続き等をお願いしているところでございます。

近年は、少子高齢化や核家族化が進みまして、お墓の管理が困難なケースも増えておりまして、他の墓地や納骨堂に移す改葬、あるいは生前にお墓を撤去して更地に戻す墓じまい、ご遺族に代わって供養をする永代供養墓などの利用が、全国的に増加していることは承知をいたしております。

しかし、お墓はあくまでも個人の財産でありまして、処分につきましては、原則、親族等で行っていただくこととなります。

町では、これまで町営墓地を使用されている方に対しまして、今後の使用方法についての調査や、相談を受けた経緯もありませんことから、墓じまいの希望がどの程度あるか、掘んでいないのが正直なところでございます。

しかし、墓地の管理状況を見ますと、適正に管理されているものが多くありまして、本町におきましては合同墓の需要はそれほど多くないものと考えております。

また、建設には多額の費用がかかりますし、維持管理経費も嵩みますことから、現時点で合同墓を新設する予定はございません。

町内に身寄りがなくてですね、墓じまいや遺骨の処理を心配される方につきましては、ご自身の菩提寺、あるいは檀那寺に相談されるか、民間の合同墓等のご利用を検討いただきたいと考えておりますので、ご理解いた



できますようお願い申し上げます。

議 長（寺迫君）  
前田君。

1 番（前田君）

有難うございます。

秩父別町で本当に、完璧に、そういうことをやられていると。今感心しているところでございますけれども。

この度、こういった質問をさせていただいたのは、老人会に行きまして、私のお墓じまいしたのですけれども、今お骨が納骨堂に入っているけれども、私のお骨入る所無いわってという話があったので、質問させていただいたのですけれども、町の管理下によって多分解決されると思いますので、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で、前田君の質問を終わります。

次に、6番 中西君の発言を許します。 中西君。

6 番（中西君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項としまして、コロナ禍でのストレス対応についてということで、町長にご質問いたします。

コロナ感染症が私たちの生活に大きな影響を与えだしてから、2年目に入り、そんな環境に慣れてきた感覚もありながらも、心身に負担を抱えている人も増えていると感じています。

それまでは、ごく普通の出来事であり、生活の一部であった親戚などの往来や町内外の観光施設へ行くなどを感染防止のためや、自らの行動自粛などでやめるなどしており、この様な状況下では仕方がないとあきらめてはいながら虚無感を感じていると思うのです。私たち大人が、そのように

感じている以上に子どもたちは心身にストレスを抱えながら学校生活を送っております。

そこで、今までコロナに感染しない、させないと頑張ってきた町民の皆さんへの感謝と、ワクチン接種が始まり多くの町民に安心感が広がってくる夏以降に感染防止のために奮闘した関係機関の皆さんへの感謝の意味も込めた町民を対象とした小規模なイベントを実施し、その中で花火を打ち上げるなどをしてはと思うのですが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

中西議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、国内で令和2年1月に最初の感染が確認されてから一年以上が経過しておりまして、ワクチン接種も開始されたところでもありますけれども、依然として感染拡大による人々の苦しみと社会の混乱が続いている状況でございます。

政府は、これまで3回にわたりまして、特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出いたしまして、多くのイベントの中止や活動の自粛要請などがなされまして、国民の生活様式は大きく変化してまいりました。

さらに、北海道では緊急事態宣言期間以外でも、新型コロナウイルス感染症集中対策期間を設けまして、様々な感染対策、防止策を実施してきております。

本町におきましても、昨年度から、多くのイベントを中止してきており、今年度も、とんでん祭り、ちっぷフェスティバル、さらにアフターコロナを見据えて町の活性化を目的に実施予定でありました、親子向けの大型のイベントもやむなく中止したところでありまして、多くの町民の方が集う機会、憩いの場が少なくなっているような状況でございます。

また、町民皆さんの協力をいただきまして、自身や周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活におきまして、新しい生

活様式を取り入れまして、コロナウイルス感染症に感染しない、させないと奮闘していることは十分承知しておりまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

議員の質問にあります、町民を対象とした小規模なイベントにつきましては、私も以前から、行動制限が繰り返されまして、先の見通しが十分に持てず、これまでの生活とは異なる毎日を余儀なくされる中ではですね、身体だけでなく、心にも大きな負担がかかっていると考えておりまして、町民の皆さんが元気になりまして、さらに、町に活気を戻すためにもなんらかのイベントを開催したいと実は昨年も思っていたところでございます。

そのことを前向きに考えていきたいと思っておりますし、ただ、その実施につきましてはですね、あくまでも、新型コロナウイルスの感染状況、これを見極めながら、さらにワクチンの接種状況を十分勘案しながらですね、感染の防止策を十分取れるか等を考えながら、町の観光協会等々とも交えまして、適切な時期や内容等につきましても、考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきます。

よろしく願いいたします。

議 長（寺迫君）  
中西君。

6 番（中西君）

大変有難うございます。

町長の答弁でこのような前向きなというか、答弁が来るとは全然想定していなかったものですから、正直今びっくりしているところなのですが。

でも本当に、再質問しようと思ったところがすべて今回の答弁の感じが入っておりまして、本当に有難いなというか、町民のことを考えてくれているのだなというのを改めて感じさせていただきました。

先程話にもありましたけれども、ワクチンの接種もこれからどんどん進んでいくとは思いますが、多分、今は避けようと思っている人たちも一緒に、じゃあ自分たちも受けるって言ってくれるだろうなとも思いますし。

今後、まだ中止が決まっていない新米普及マラソンも出来るようになれば有難いなって。

それでもって、秩父別がまた活気があって、それで、その時に花火でもあげてもらったら本当有難いなってというのが感覚ではあります。

でも密にならないこと、町民が安心して、そして安全にっていう心を持ちながら、町に感謝をしながら、生活できる環境にまた戻れるっていうのが1番だと思いますので。

いろんな方、また商工会とかいろいろ相談するとかあるとは思いますが、安全に開催できるようになりましたら、どうぞ開催していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わりたいと思います。

議 長（寺迫君）

町長。

町 長（澁谷君）

今、私も前向きに考えるということで、去年も本当にやりたいと思っていたんですけども。

あくまでも、やると約束は出来ませんが、感染状況がある程度収まって、それにどなたもですね、もうやってもいいかと、行こうかという雰囲気になればですね、本当に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（寺迫君）

以上で、中西君の質問を終わります。

---

**（日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」**

議 長（寺迫君）

日程第7、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて〔秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について〕」を議題といたしま

す。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、承認第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第1号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

**（日程第8 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第15号）について〕」**

議 長（寺迫君）

日程第8、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて〔令和2年度秩父別町一般会計補正予算（第15号）について〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、承認第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。承認第2号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案どおり承認することに決定いたしました。

午後1時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前 11時34分

再 開 午後 1時30分

再開をいたします。

---

**(日程第9 報告第1号「令和2年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰り越した経費の報告について」)**

議 長 (寺迫君)

日程第9、報告第1号「令和2年度秩父別町繰越明許費に係る歳出予算の繰り越した経費の報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、報告第1号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第1号は、これにて報告済みといたします。

---

**(日程第10 報告第2号「町出資法人の事業報告について」)**

議長（寺迫君）

日程第10、報告第2号「町出資法人の事業報告について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（早川君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、報告第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

報告第2号は、これにて報告済みといたします。

---

**(日程第11 議案第30号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議長（寺迫君）

日程第11、議案第30号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（寺迫君）

これより、議案第30号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第12 議案第31号「秩父別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (寺迫君)

日程第12、議案第31号「秩父別町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第31号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番 (金子君)

ちょっと1点だけ確認なのですけれども。

押印といっても世の中に三文判いっぱいあるから、あんまり信用できないっていうか、実印でなければちょっと信用できないのですけれども。

この場合の本人確認っていうのはどうやってやるのですか、申出人の。

議 長 (寺迫君)



総務課長。

総務課長（永峰君）

本人確認につきましては、本人であることが証明できる写真付きのものが1番望ましい訳でございますが。

とりあえず運転免許証、パスポートなり、そういったもので本人確認をするということになります。

2 番（金子君）

わかりました。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決いたしました。

---

### （日程第13 議案第32号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第13、議案第32号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第32号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第32号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第14 議案第33号「秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について」）**

議 長（寺迫君）

日程第14、議案第33号「秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第33号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番（岡崎君）

廃止はわかったのですけれども、その後の利用方法であるとかっていう

ことは、現在どの程度検討されてますか。

議 長（寺迫君）  
町長。

町 長（澁谷君）  
いろいろ考えてはおりますけれども。1つ、2つは考えていることはあるのですけれども。  
役場だけではなく、他の方にも影響を及ぼす部分がありまして、これからの答弁を差し控えさせていただきますけれども。  
考えている案は、2件程考えております。それで勘弁してください。  
何に使うかっていうことにつきましては、今この場での答弁は差し控えさせていただきますようお願いしております。

議 長（寺迫君）  
他に質疑はございませんか。  
（なしの声）  
質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はございませんか。  
（ありませんの声）  
討論なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第33号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第15 議案第34号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について」）**

議 長（寺迫君）  
日程第15、議案第34号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条

例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第34号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番（金子君）

昨年も減免の条例をやっていますけれども、昨年度の実績はありますか。

議 長（寺迫君）

住民課長。

住民課長（竹内君）

昨年度の実績につきましては、14名の方から申請がありまして、総額で943,600円の減免を行っているところでございます。

以上です。

議 長（寺迫君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第16 議案第35号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (寺迫君)

日程第16、議案第35号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第35号に対しての質疑に入ります。 金子君。

2 番 (金子君)

先程と同じ内容で、実績あれば教えてください。

議 長 (寺迫君)

住民課長。

住民課長 (竹内君)

令和2年度の国民健康保険料の減免につきましては、17件の方から申請がありまして、総額で2,308,700円の減免を行っております。

以上でございます。

議 長 (寺迫君)

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

---

### (日程第17 議案第36号「令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (寺迫君)

日程第17、議案第36号「令和3年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第36号に対しての質疑に入ります。 岡崎君。

4 番 (岡崎君)

財産、不動産売払収入。

今の説明では、定住促進団地というふうに聞いたのですけれども、定住促進団地といったら屯田町内横のことを言っているのですか。

議 長 (寺迫君)

企画課長。

企画課長 (早川君)

場所につきましては、いなほ団地の1画、1部というかたちになってございます。

なお、いなほ団地につきましては、契約解除で1区画が空きの状態でありました。以上です。

議 長（寺迫君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第36号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり可決いたしました。

---

**（日程第18 議案第37号「工事請負契約の締結について〔秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策機械設備工事〕」）**

議 長（寺迫君）

日程第18、議案第37号「工事請負契約の締結について〔秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策機械設備工事〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第37号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第37号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第19 議案第38号「工事請負契約の締結について〔秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策電気設備工事〕」)**

議長 (寺迫君)

日程第20、議案第38号「工事請負契約の締結について〔秩父別地区農業集落排水施設機能強化対策電気設備工事〕」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (寺迫君)

これより、議案第38号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第38号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。



よって、議案第38号は原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第20 意見案第2号「米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書」)**

議 長（寺迫君）

日程第20、意見案第2号「米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の藤岡君、何か補足することはありますか。

5 番（藤岡君）

特にありません。

議 長（寺迫君）

補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。

（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は、原案どおり可決いたしました。

---

**(日程第21 意見案第3号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」)**

議 長（寺迫君）

日程第21、意見案第3号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

本件につきましては、事前に意見案を配付しておりますので朗読を省略いたします。このことについて、提出者の大野君、何か補足することはありますか。

8 番（大野君）  
特にありません。

議 長（寺迫君）  
補足がないようですので、本件についてご意見を伺います。  
（なしの声）

ご意見がないようですので、お諮りいたします。意見案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）  
ご異議なしと認めます。  
よって、意見案第3号は、原案どおり可決いたしました。

---

#### （日程第22 所管事務調査の申し出について）

議 長（寺迫君）  
日程第22、所管事務調査の申し出についてを議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

事務局長（笹木君）  
別紙により朗読

議 長（寺迫君）  
委員会の所管事務調査の申し出についてご意見はございませんか。  
（なしの声）  
ご意見がないようですので、お諮りいたします。所管事務調査は申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）  
ご異議なしと認めます。  
よって、所管事務調査は申し出のとおり決定いたしました。

---

#### （日程第23 議員の派遣について）

議 長（寺迫君）

日程第 23、議員の派遣についてを議題といたします。  
事務局長に朗読をさせます。

事務局長（笹木君）

別紙により朗読

議長（寺迫君）

議員の派遣についてご意見はございませんか。

（なしの声）

ご意見がないようですのでお諮りいたします。議員の派遣については、  
原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、原案どおり決定いたしました。

---

### （閉会宣言）

議長（寺迫君）

お諮りいたします。今期、定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、以上で閉会することに決定いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

令和 3 年第 2 回秩父別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉 会 午後 2 時 1 0 分